

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 水道事業

事業名	上水道事業 ・ 末端給水事業		
事業開始年月日	昭和5年5月1日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名*	洞爺湖町	職員数* (H19. 4. 1現在)	6名
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	80 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	1548
累積欠損金 (百万円)	207	利益剰余金又は積立金 (百万円)	
不良債務 (百万円)	0	財政力指数*	0.297
資金不足比率 (%)	131.2	実質公債費比率* (%)	28.5 (H19)
		経常収支比率* (%)	98.8 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成18年3月27日 合併前市町村： 虻田町 ・ 洞爺村 〕 合併後も水道事業は簡易水道事業と2つの会計に区分されたままとなっているが、平成24年度統合に向けて平成21年度までには簡易水道事業統合計画を策定予定

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	洞爺湖町長 長崎 良夫
既存計画との関係	洞爺湖町行政改革実施計画（平成18年度から平成22年度） 地方債同意等基準に基づく公営企業経営健全化計画（平成18年度から平成27年度）
公表の方法等	洞爺湖町HP（議会へは各常任委員会にて説明予定）
基本方針	平成12年の有珠山噴火災害のダメージから完全復興していない町経済状況等を考慮しながら、安全な水の安定供給と健全な事業運営確立のため、次の項目の実施を健全化の基本方針とする。 ・ 経営のスリム化の推進 ・ 収入の確保 ・ 施設の計画的、効率的更新

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

1 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		29	128	157
	補償金免除額		7	16	23
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債		28854	128385	157239
合 計 (A)			28854	128385	157239
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			28854	128385	157239

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容																				
財務上の特徴	<p>昭和52年及び平成12年の2度にわたる有珠山噴火災害により、水道事業においても多額の災害損失を計上し、現在も累積欠損金を抱えており、基金積立等もない。平成12年の有珠山災害以降は人口減が続き、水道需要も減少しているが、観光客等の増加傾向により大幅な需要減とはなっていない。ここ数年は、収益的収支は黒字決算が続いており、累積欠損金も減少している。また、不良債務も発生していない。資本的収支においても、災害復旧償還額については一般会計からの繰入で賄っており、拡張事業等も行っていないため、補填財源不足は生じていない。</p>																				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="418 586 616 631">課題 ①</td> <td data-bbox="622 586 1439 631">給与水準・定員の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="418 640 1439 792"> <p>町集中改革プランの職員定数適正化計画と整合性を計った企業会計定員の適正化。平成18年のラスパイレス指数は、98.5%であるが、ひっ迫した町財政の現状から、一般会計と連動した給与等の独自削減が課題である。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 801 616 846">課題 ②</td> <td data-bbox="622 801 1439 846">徴収体制の見直し</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="418 855 1439 999"> <p>現年度収納率が平成17年度で96.0%、平成18年度が95.3%となっており、未収金が増加している。給水停止、滞納対策の強化が課題となっている。また、口座振替、自主納付、集金の収納体制のあり方も検討課題である。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 1008 616 1052">課題 ③</td> <td data-bbox="622 1008 1439 1052">資本投下の抑制</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="418 1061 1439 1169"> <p>新規拡張事業は行っておらず、老朽施設の更新事業を中心としているが、町行政評価システムに沿った事業の再評価を行い、効率的な事業推進を図る必要がある。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 1178 616 1223">課題 ④</td> <td data-bbox="622 1178 1439 1223">維持管理コストの節減</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="418 1232 1439 1352"> <p>平成18年度の有収率は83.5%となっており、有収率の向上により動力費等の節減を図る必要がある。また、物件費の一層の節減も必要とされる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 1361 616 1406">課題 ⑤</td> <td data-bbox="622 1361 1439 1406">料金水準の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="418 1415 1439 1608"> <p>平成9年の改定以来、見直しを行っていないが、当町の家庭用10㎡当りの料金2,152円は全国平均1,470円（H18.4.1）、0.5～1.5万人の同規模給水人口団体平均1,683円（同）も大きく上回っていることから、料金水準の見直しは難しい状況にある。用途別の料金体系を採用しているが、使用実態を反映した口径別体系への移行も課題である。</p> </td> </tr> </table>	課題 ①	給与水準・定員の適正化	<p>町集中改革プランの職員定数適正化計画と整合性を計った企業会計定員の適正化。平成18年のラスパイレス指数は、98.5%であるが、ひっ迫した町財政の現状から、一般会計と連動した給与等の独自削減が課題である。</p>		課題 ②	徴収体制の見直し	<p>現年度収納率が平成17年度で96.0%、平成18年度が95.3%となっており、未収金が増加している。給水停止、滞納対策の強化が課題となっている。また、口座振替、自主納付、集金の収納体制のあり方も検討課題である。</p>		課題 ③	資本投下の抑制	<p>新規拡張事業は行っておらず、老朽施設の更新事業を中心としているが、町行政評価システムに沿った事業の再評価を行い、効率的な事業推進を図る必要がある。</p>		課題 ④	維持管理コストの節減	<p>平成18年度の有収率は83.5%となっており、有収率の向上により動力費等の節減を図る必要がある。また、物件費の一層の節減も必要とされる。</p>		課題 ⑤	料金水準の適正化	<p>平成9年の改定以来、見直しを行っていないが、当町の家庭用10㎡当りの料金2,152円は全国平均1,470円（H18.4.1）、0.5～1.5万人の同規模給水人口団体平均1,683円（同）も大きく上回っていることから、料金水準の見直しは難しい状況にある。用途別の料金体系を採用しているが、使用実態を反映した口径別体系への移行も課題である。</p>	
課題 ①	給与水準・定員の適正化																				
<p>町集中改革プランの職員定数適正化計画と整合性を計った企業会計定員の適正化。平成18年のラスパイレス指数は、98.5%であるが、ひっ迫した町財政の現状から、一般会計と連動した給与等の独自削減が課題である。</p>																					
課題 ②	徴収体制の見直し																				
<p>現年度収納率が平成17年度で96.0%、平成18年度が95.3%となっており、未収金が増加している。給水停止、滞納対策の強化が課題となっている。また、口座振替、自主納付、集金の収納体制のあり方も検討課題である。</p>																					
課題 ③	資本投下の抑制																				
<p>新規拡張事業は行っておらず、老朽施設の更新事業を中心としているが、町行政評価システムに沿った事業の再評価を行い、効率的な事業推進を図る必要がある。</p>																					
課題 ④	維持管理コストの節減																				
<p>平成18年度の有収率は83.5%となっており、有収率の向上により動力費等の節減を図る必要がある。また、物件費の一層の節減も必要とされる。</p>																					
課題 ⑤	料金水準の適正化																				
<p>平成9年の改定以来、見直しを行っていないが、当町の家庭用10㎡当りの料金2,152円は全国平均1,470円（H18.4.1）、0.5～1.5万人の同規模給水人口団体平均1,683円（同）も大きく上回っていることから、料金水準の見直しは難しい状況にある。用途別の料金体系を採用しているが、使用実態を反映した口径別体系への移行も課題である。</p>																					
留意事項																					

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

III 今後の経営状況の見通し（①法適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、%）

区分	年度									
	平成14年度 (計画前6年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (計画初年度)	平成20年度 (計画前2年度)	平成21年度 (計画前3年度)	平成22年度 (計画前4年度)	平成23年度 (計画前5年度)
収益	1. 営業	268	256	237	269	256	255	254	254	253
	(1) 料	263	253	235	260	256	255	254	254	253
	(2) 受	1		1	8					
	(3) 工	4	3	1	1					
	の	12	12	5	14	12	5	2	2	1
	外	4	4	4	6	9	4	3	2	1
	助	4	4	4	6	5	4	3	2	1
	補	4	4	4	6	4	4	3	2	1
	金									
	他	8	8	1	8	3	1			
計	280	268	242	283	268	260	258	256	254	
収益的	1. 営業	180	183	184	189	202	205	201	193	194
	(1) 職	54	42	42	44	51	46	45	41	41
	員	28	22	22	23	27	23	22	20	20
	給	4	3	3	3	4	4	4	4	4
	本	22	17	17	18	20	19	19	17	17
	手	92	74	75	78	85	91	80	87	84
	当	19	18	17	19	19	23	23	23	23
	の	4	4	7	7	5	14	7	14	11
	他	1		1	1	1	1	1	1	1
	費	68	52	50	52	60	53	49	49	49
支	(3) 減	34	67	67	67	66	68	69	71	69
	価	70	64	60	54	49	44	30	29	29
	却	69	64	59	54	49	44	30	29	29
	費	1		1	1					
	外	250	247	244	243	251	249	228	222	223
	利	30	21	-2	40	17	11	30	25	31
	息			28	6					
	他	17	17	17	17	1				
	の	-17	-17	28	-11	-1				
	計	30	4	26	29	16	11	30	25	34
支	出	-282	-278	-252	-223	-207	-196	-141	-107	-76
	損	114	121	78	96	86	52	52	94	148
	(E)+(H)	65	34	49	30	62	20	20	20	20
	益	6	9	2	6	14	3	3	3	3
	(F)-(G)	6	9	2	6	14	3	3	3	3
	(H)	6	9	2	6	14	3	3	3	3
	(I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(K)	105.6	108.6	106.8	85.4	80.9	76.9	65.1	55.5	42.1
	(L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流	動	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	債	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不	積	267	256	236	261	256	255	254	254	253
	欠	210.8	210.8	210.0	149.4	131.2	108.7	42.4	8.5	8.5
	損									
	金									
	(S)									
	(T)									
	(U)									
	(V)									
	(W)									
	(X)									
良	務									
	比									
	率									
	(Y)									
	(Z)									
	(AA)									
	(AB)									
	(AC)									
	(AD)									
	(AE)									

地方財政法施行令第19条第1項により算定した

資金の不足額

営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B) (N)

資金不足比率 ((M)/(N)) × 100 (M)

(3) 経営指標等

(単位：%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)	210.8	210.0	149.4	131.2	108.7	75.7	42.4	8.5	
料金回収率*	(%)	106.0	102.4	96.3	110.5	102.4	111.8	110.4	114.9	114.4
総収支比率(法適用)	(%)	112.1	101.4	110.8	111.1	104.4	113.2	111.3	115.8	114.8
経常収支比率(法適用)	(%)	112.2	108.5	99.2	116.6	104.0	113.0	111.0	116.0	115.0
営業収支比率(法適用)	(%)	149.0	139.9	128.9	144.2	124.4	131.4	126.9	132.1	131.4
累積欠損比率(法適用)	(%) (再掲)	105.6	108.6	106.8	85.4	76.9	65.1	55.5	42.1	30.0
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)									
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益的収入分	(%)	1.4	1.5	1.7	2.1	1.9	1.2	0.8	0.8	0.4
うち基準内繰入金	(%)									
うち基準外繰入金	(%)	1.4	1.5	1.7	2.1	1.9	1.2	0.8	0.8	0.4
うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)									
うち赤字補てん的なもの	(%)									
資本的収入分	(%)		8.6	45.5	50.6	35.2	66.7	42.1	45.7	42.0
うち基準内繰入金	(%)									
うち基準外繰入金	(%)		8.6	45.5	50.6	35.2	66.7	42.1	45.7	42.0
うち赤字補てん的なもの	(%)									

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 資金不足比率 (%)
- ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
- イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
- (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100
- (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100
- (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100
- (5) 累積欠損比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100
- (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方償還金) × 100
- (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100
- (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業(下水道事業(下水道事業)にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・ 料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価(円/m) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/m) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価)＋地方償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・ 使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金については、既に高水準にあることから計画期間内の改定は難しい。収入見込については、①人口減に伴い給水人口も減少が予想される(160人×3.3ℓ×185円×12月=1,200千円 ②水洗化増がある(640㎡×185円=120千円 ③観光客増(2,700㎡×185円=500千円)により、年間600千円程度の減少が見込まれる。
2 他会計繰入金の見込み	災害復旧償還額相当額の繰入を一般会計から行っているが、平成23年度で終了する。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	資産売却等の予定はない。新規拡張は行わない。老朽化等に伴う施設更新及び道路整備等に伴う移設工事の主なものとは次のもおり計画している。浄水場ろ過膜更新(H23～H25)153,000千円、老朽管更新(H19～H23)223,000千円、道路整備に伴う配水管移設(H19～H22)120,000千円
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	集金委託制度の廃止

- 注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

具体的内容	
項目	内容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	町集中改革プランでは、平成22年度末の削減率を10.15%と予定している。(平成18年度4人減、平成19年度3人減、平成20年度3人減、平成21年度4人減、平成22年度6人減) 水道事業会計では現人員6名体制となっているが、平成22年度には1名減の5人体制を予定している。
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	人件費の適正化を図るため以下の取組を実施。 ○平成16年度～高齢層職員昇級停止(56歳延申、58歳停止) ○平成17年度～職員給与基本給5%減 ○平成19年度(4月から)～給与構造改革に伴い8級制から6級制へ移行 ○平成19年度(6月から)～平成22年度～職員給与の職種の級に応じて7.5～8.5%、管理職手当の一律8.5%、期末・勤勉手当に係る役職加算の削減。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	該当なし
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特別昇給制度なし。北海道市町村職員退職手当組合に加入しており、同組合の条例適用。
◇ 福利厚生事業のあり方	北海道市町村職員共済組合に加入。 給与～短期38.65/1000、介護4.49/1000、長期4月～9月88.075/1000・10月～3月90.2875/1000。 期末～短期38.65/1000、介護3.59/1000、長期4月～9月70.46/1000・10月～3月72.23/1000。 専業主負担については、適正と考えている。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	物件費は、既に旅費の昇直し、事務用品の一部私費化、印刷物等の外注廃止等により節減を図っているが、継続して削減を図る。維持補修費については、計画を策定のうえ、効果的に進める。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	施設の維持管理業務については、ほとんどを民間委託している現況にあり、指定管理者制度を活用した民間委託は考えていない。平成19年度から予定していた「開閉栓事務」「異常水量調査事務」の委託については適当な委託先がなく、直接的な人件費の1名減等につながらないことから検討中である。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項目	具体的内容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	同規模団体との比較でも高い水準となっており、料金回収率も100を超えている現状から、料金引き上げは予定していない。
○ 料金水準が著しく低い団体において、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	決算状況については町ホームページ、広報にて住民周知を図っている。
○ 行政評価の導入	平成19年度から事務事業評価システムを町として運用開始。全事務事業から各課ごとに重点事業を選定し、1次評価、2次評価を経た行政改革推進委員会での最終評価をもとに、改善策、予算への反映を行う。水道事業の重点事項は現在ない。
5 その他	給水停止、滞納対策の強化及びコンビニ収納の導入により未収金の減少を図る。また、平成19年度よりコピー機等借上機器の合理化及び事務用品の節減を実施。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果
1 主な課題と取組み及び目標

課題		取組み及び目標
1	職員数の削減や人件費の総額の削減	町集中改革プランの定員管理計画に沿って削減を進める、平成19年度 6人、平成22年度目標 5人(1名減) 平成19年度から3ヶ年、給与・手当を平均8%削減。平成22年度には見直し予定。(単年度効果額 約4,000千円)
2	経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金は昭和52年、平成12年の噴火災害に伴う災害損失によるものであり、今後は人件費の抑制、徴収体制の見直し、外部委託化の推進、事務経費の削減等の実施により、平成25年度には解消の見込みである。
3	一般会計等からの基準外繰出しの解消等	有珠山噴火災害に伴う災害復旧償還相当額の基準外繰入を行っているが、平成28年度には終了する。
4	その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、人件費、物件費、維持補修費等に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するものを重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、1の「5 線上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「線上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前2年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
	未収金の回収対策												
2	改善額							1		1		1	5
	一般会計負担金の額												
	改善額(基金金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
	職員給与費(退職手当以外)	50	38	39	40	47	47	42	41	41	37	37	37
	改善額	10	10	10	11	4	35	4	4	4	4	4	4
	給与水費												
	改善額				1		1	4	4	4			12
1	その他(人員削減)												
	改善額	10	10	10	10	4	34	4	4	4	4	4	8
	職員給与(退職手当)	4	3	3	3	6	6	4	4	4	4	4	4
	改善額	6	5	5	5	6	6	6	6	6	5	5	5
1	増減数(人)												
	増減数(人)												
	維持管理費等(委託料)	6	6	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4
2	改善額(適正化)												
	改善額												
2	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
2	その他(物件費)	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2
	改善額												
2	改善額												
	累積欠損金比率	105.6	108.6	106.8	85.4	80.9		76.9	65.1	55.5	42.1	30.0	
	増減		3	2	22	4		4	12	10	14	13	
	企業債現在高	1994	1905	1785	1659	1548		1413	1272	1190	1130	1113	
	増減		-89	-130	-126	-111		-135	-141	-82	-60	-17	
	計画前5年間改善額 合計						35						34
	改善額												(参考) 補償金免除額
													23

注1 「繰上償還」については、「1」主な繰上償還と並び及び目録の「繰上償還」欄の番号を記入すること。
 注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。
 ※2「工事コスト」については、「1」の「工事」欄による建設コストの繰上償還(建設費削減)の抑制は除く、)を記入すること。
 3 改善額の算出方法については、IVの当該施設に係る「具体的改善」欄に併せて記入すること。
 4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、合計規模により必要に応じて単位換り、設計上(概算計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前2年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
年間総取水量 (千m)	1350	1295	1189	1428	1436	1425	1422	1419	1416	1413
公称総取水量 (m/日)	9147	8637	8637	8637	8637	8637	8637	8637	8637	8637
1日最大取水量 (m/日)	5677	5606	5701	5754	5911	5700	5700	5700	5700	5700
最大稼働率 (%)	62.1	64.9	66	66.6	68.4	66	66	66	66	66
供給単価 (円/m)	194.84	195.42	197.55	181.76	178.56	178.95	179.32	179.38	179.38	179.05
給水原価 (円/m)	183.85	190.84	205.11	164.57	175.29	174.74	162.79	156.78	156.78	157.82

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール」を具体的に記載すること。

平成21年度までには統合計画を策定、平成24年度には統合予定。